

○令和 7 年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制
の確保に向けた具体的対策について

令和 7 年 3 月 27 日 6 農振第 2976 号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長
及び北海道農政部長宛は参考送付)

令和 7 年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の
確保に向けた具体的対策について

農村振興局所管事業の執行については、「令和 7 年度農村振興局所管公共事業等の施行について」(令和 7 年 3 月 27 日付け 6 農振第 2975 号農村振興局長通知)により、適切な実施、早期かつ円滑な事業執行を図っているところであり、一層の円滑な発注、施工体制の確保等を図るため、下記により適切に対応されたい。

本通知の発出に伴い、「令和 6 年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和 6 年 5 月 29 日付け 6 農振第 861 号農村振興局整備部設計課長通知)は廃止する。

なお、貴職から国営事業(務)所に対して周知徹底するとともに、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

また、都府県に参考送付する際は、関係市町村等に対して参考送付する旨の依頼をされたい。

記

1 施行方針

- (1) 工事又は業務の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、工事にあっては地域の建設業者、業務にあっては測量業者、地質調査業者及びコンサルタント業者の実情を的確に把握すること。
- (2) 現場条件に応じて I C T を活用した情報化施工を積極的に推進するとともに、施工段階以外の建設生産プロセスにおいても 3 次元データの活用による生産性向上を図ること。
- (3) 入札契約手続その他事務に当たっては、押印の省略が可能となっていることにも留意し対応すること。

2 発注準備段階における取組事項

- (1) 入札契約方式の選択

ア 工事の発注に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 3 条第 4 項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日付け閣議決定）第 2 の 4 に基づくとともに、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「運用指針」という。）を踏まえ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努めること。

イ 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものについては、指名競争入札方式の活用を検討すること。

ウ 災害復旧工事においては、品確法第 7 条第 1 項第 3 号、運用指針及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）に準拠し、工事の緊急度、実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算、発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の事情を踏まえた必要な措置を講ずるよう努めること。

エ 工事の技術的難易度が高く、施工者独自の技術提案を活用して工事仕様を定めることが有効となり得る場合においては、「農林水産省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成 28 年 8 月 18 日付け 28 予第 924 号大臣官房参事官（経理）通知）により、技術提案・交渉方式の適用を検討すること。

（2）適切な規模での発注

地域企業の活用に留意しつつ、地域の実情を踏まえ発注ロットを拡大するとともに、適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。

また、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、工事難易度が比較的低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

なお、入札参加者が少数となることが想定される場合等においては、工事規模に相当する資格等級の上位及び下位等級を含めた参加資格や地域要件の緩和など、競争性の確保に十分留意すること。

（3）適切な設計変更

厳しい施工条件を踏まえ、遠隔地からの建設資材の調達に係る購入費、輸送費、労働者確保に要する交通費、宿泊費等の設計変更の対象とする経費を入札公告時に明示し、適切に設計変更の協議を行うこと。

（4）概算数量発注における条件明示と契約変更

概算数量発注を行う場合には、工事に関する現場条件、施工条件及び変更条件に加え、概算数量の対象である旨を設計図書に明示し、適切な活用を図ること。

また、設計・施工一体型での工事発注においては、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めること。

なお、建設コンサルタントを活用する場合は、資格要件を適切に設定すること。

(5) 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、工事を施工する者が適正な利潤を確保できるよう、最新の積算基準・歩掛等を適用するほか、以下の点に留意すること。

ア 施工箇所が点在する工事であって、複数箇所へ建設機械を運搬する場合、複数箇所での交通規制を行う場合など、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出すること。

イ 施工箇所が山間部（中山間地域を含む）等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、「時間的制約を受ける工事の積算方法について」（令和2年4月1日付け元農振第3706号農村振興局整備部設計課長通知）を適用すること。

なお、当該積算方式を適用する場合は、現場への移動時間を考慮した際の作業時間に応じて労務費の設計変更を行う対象工事である旨を入札公告時に明示すること。

ウ 現道上の工事においては、施工地域や工種区分に応じて、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を適切に適用すること。

また、現道上の工事において、常時全面通行止めを行う場合又は車線変更を促す規制を行う場合は、車線数や交通量にかかわらず補正係数を適切に適用すること。

エ 調達環境の厳しい工種や建設資材については、当初発注から積極的に見積を活用して積算するなど、適正な予定価格を設定すること。

また、予定価格の設定において、特別調査、見積の徴収等により設定した歩掛や単価は公表すること。

オ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、事前に農村振興局整備部設計課（施工企画調整室）へ報告すること。

(6) 適正な工期設定と施工時期の平準化

令和6年4月より「労働基準法」（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、適正な工期を確保するため、以下の点に留意すること。

ア 早期発注に努めるとともに、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むほか、施設機械工事における関連土木工事との工程調整を図るなど、適切な工期とすること。

なお、余裕期間の設定に当たっては、現場条件等を考慮した上で、発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式の中から、契約ごとに原則4か月を超えない範囲で適切なものを適用すること。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように配慮すること。

イ 工期末の設定に当たっては、当該年度中の完成を見込むものについては、3月中旬以降に工期末を設定しないなど、工期の設定の弾力化を図り、工事の施工の

平準化を推進すること。

ウ 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとること。

エ 適切な工期及び品質を確保する観点から、現場条件に応じたプレキャスト製品の活用等、合理的な工法を検討すること。

オ 施工箇所が点在する工事においては、箇所ごとの施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とすること。この場合においては、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とすること。

カ 比較的大規模な工事以外であっても、年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定すること。

キ 円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）を適切に活用すること。

3 入札契約段階における取組事項

（1）競争参加資格の設定

競争参加資格を設定する際には、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験、地域要件を適切に設定するなど、競争性の確保に留意しつつ、以下に掲げる事項を参考にして、適切な競争参加資格を設定すること。

ア 総合評価落札方式の形式については、工事内容、現場条件等により高度技術提案型、標準A型など5タイプから選定されているところであるが、工事の難易度や工事内容に応じて柔軟に適用する。

なお、総合評価落札方式を適用する目安となる概算工事費は下表を参考とされたい。

概算工事費	総合評価落札方式
おおむね8億1,000万円以上	高度技術提案型又は標準A型
おおむね8億1,000万円未満～2億7,000万円以上	標準A型
おおむね4億円未満～1億1,000万円以上	標準B型
おおむね1億2,000万円未満～3,000万円以上	簡易Ⅰ型
おおむね7,000万円未満	簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型

（注1）開削による管水路、コンクリート二次製品による開水路工事、ほ場の暗渠排水工事等で技術的な工夫の余地が少ない工事又は技術的課題の難易度が低く技術提案を求めがたい工事については、標準B型の適用範囲を8億1,000万円まで拡大して適用することができる。

（注2）工事の難易度や工事内容に応じて簡易Ⅱ型の適用範囲を4億円まで拡大して適用することができる。ただし、災害復旧工事又は突発事故復旧工事については、この限りではない。

（注3）標準B型及び簡易Ⅱ型に対する適用範囲の拡大については、（注1）、（注2）に示す工事に対し限定的に適用するものであり、安易に適用範

囲が拡大されないよう留意すること。

なお、簡易Ⅱ型を1億1,000万円以上に適用する場合にあっては、評価項目及び評価基準は、標準B型又は簡易Ⅱ型のどちらの企業評価及び技術者評価を用いるかは、当該工事の難易度等を考慮して判断すること。

イ 施工体制確認型総合評価落札方式は、原則として予定価格が1,000万円を超える工事を対象に実施すること。

ウ 総合評価落札方式の加算点は、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付19農振第2225号農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）によるものとする。

エ 加算点の算定方法は次のとおりとすること。

（ア）高度技術提案型

加算点の算定方法は「1位満点方式」として、評価点の合計値が最も高い者に加算点の最高点を、その他の者には評価点の合計値に応じ、加算点の最高点を按分して求められる点数を加算点として付与すること。

なお、評価点の合計値が最も高い者が入札前に辞退した場合は、当該辞退者を除き加算点の算定を行うこと。

（イ）標準型及び簡易型

加算点の算定方法は「素点計上方式」として、評価点の合計値に、加算点の最高点を評価点の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を加算点として付与すること。

（2）工事内容に応じた技術提案の設定

ア 全ての総合評価落札方式における技術提案の課題については、現場条件や工事特性を十分に勘案し、同様の工事であっても工事ごとに異なる課題を設定し、技術による競争性の確保に努めること。

また、課題は、「工事現場の安全対策」、「工事現場の騒音対策」といった漠然とした表現とせず、「〇〇施工時の〇〇からの転落防止対策」、「〇〇施工時の〇〇小学校に対する騒音抑制対策」（振動抑制対策等、他の抑制対策は評価しない）等のように、提案の対象範囲が明確に定まるよう留意して設定すること。

イ 求める技術提案の課題に対する具体的な評価、加点の基準については、工事の特性等に応じ案件ごとに定め入札説明書に明記すること。

また、技術提案の課題設定における背景、現場条件等を入札説明書等に明記し、発注者が設定する課題が入札参加申請者に確実に伝わるよう工夫すること。

なお、施工上の懸案事項の処理、適正な工期の確保については、工事着手前に発注者が整えておくべきことであり、これらに関する課題の解決のための方策を技術提案で求めることがないよう十分留意すること。

ウ 技術提案は、発注者及び企業の負担を軽減し、公平な評価を確保する観点から、別紙ー1を参考として、字数制限、記載項目等を明示した提出様式を設定すること。

エ 高度技術提案型を採用する場合は、「工事に関する高度技術提案型総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成18年12月19日付け18経第1365

号大臣官房経理課長通知)」を参考に実施すること。

オ 標準A型（品質向上重視型）にあつては、以下の点に留意すること。

（ア）技術提案の課題は、品質の改善効果が低い評価項目、現場条件の変更に伴い影響を受けるなど不確実性の高い評価項目を設定しないものとする。

（イ）定性的な評価項目と定量的な評価項目を併用するなど、確実な品質の向上が得られるよう課題を設定すること。

（ウ）特に難易度の高い工事については、ヒアリングを実施することができる。本ヒアリングは、企業としての技術的知見を確認するものであり、説明者の別にとらわれず内容に基づき適切に評価すること。

カ 入札時V Eでは、民間の技術力を活用し、大規模かつ技術的難易度の高い工事において、設計図書に定める目的物の機能、性能等を低下させることなく、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案を求めているところである。

このため、入札時V Eについては、高度技術提案型及び標準A型の総合評価落札方式で技術提案を求める課題のうち1課題1提案について入札時V Eを求めるなど、積極的に適用すること。

キ 技術提案（簡易型は「簡易な施工計画」）の評価に当たっては、以下の点に留意すること。

（ア）施工対象となる構造物の施工内容や現場条件に応じ、評価における着眼点と確認項目等を整理し、適切な評価に資すること。

（イ）評価体制は、技術提案書を評価する担当者と予定価格の基礎となる積算書を審査する担当者を分離するとともに、技術者としての経験が豊富で十分な知見を要する技術者（3～5人の体制）により行うこと。

（ウ）技術提案の評価に当たっては、技術提案書の体裁等にとらわれず内容を重視し、欠格となる提案書を除き、適切に評価すること。

また、現場条件、工事内容を勘案した課題を設定し、これを踏まえた評価項目、評価基準を定め、適切に評価すること。

（エ）全ての総合評価落札方式の評価基準は、入札説明書に明記すること。

ク 技術提案の評価結果については、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）に基づき、技術提案の採否に関する詳細な通知を行うものとし、局契約工事における標準A型及び標準B型を対象に実施すること。

（3）適切な評価項目の設定

総合評価落札方式における評価項目の設定に当たっては、運用通知に基づき、適切に設定するとともに、以下の事項に留意すること。

ア 総合評価落札方式の実施に際しては、経理課長通知等において、簡易型では、企業、技術者の能力等を評価項目として過去一定期間の工事成績及び表彰を設定することとなっているが、十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模、地域

の実情等に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努めること。

イ 地元企業の活用状況を評価する方式については、地元企業の活用が効果的な、予定価格2億7,000万円以上（政府調達の対象となる工事を除く）の土木工事を対象に積極的に評価すること。

ウ 企業評価に当たっては、以下の点に留意すること。

（ア）不正、不誠実な行為等の評価においては、別紙－2によるものとし、案件ごとに対象期間等を入札説明書に明記すること。

（イ）地域への貢献として評価する具体的な活動内容については、別紙－3を参考に適切に評価すること。

エ 施工体制の確認は、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者を対象に、開札後速やかにヒアリング（入札価格が調査基準価格に満たない者に対しては追加資料の提出を求める）を実施しているところであるが、ヒアリングに応じない者又は追加資料を提出しない者に対しては、その理由を確認したうえで入札を無効として取り扱うこと。

なお、これらの取扱については、入札説明書に明記すること。

（４）事務手続の簡素化

農業農村整備等直轄工事に関する総合評価落札方式については、経理課長通知及び運用通知により実施しているところであるが、次のとおり提出資料の簡素化等を実施すること。

ア 総合評価落札方式における提出資料の簡素化

総合評価落札方式により設定する課題数については、運用通知別紙①の標準A型及び別紙②の標準B型において、工事内容に応じて必要最小限とすること。

イ 簡易Ⅱ型の適用

次の（ア）及び（イ）の条件を全て満たす工事においては、運用通知別紙③の簡易Ⅱ型により入札手続を実施することで、提出資料を簡素化することができるものとする。

ただし、災害復旧工事又は突発事故復旧工事であって、原形復旧工事等、技術的難易度が低くかつ単年度の工事（繰越による翌年度にわたる工事を含む）については、工事の緊急度、発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の事情を踏まえ、適用範囲を更に拡大できるものとする。

（ア）1件につき予定価格が4億円未満の工事

（イ）施工計画の提出を求めずに、企業、技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

ウ 入札手続期間の短縮

（ア）経理課長通知により標準的な日数が示されているところであるが、上記ア及びイにより提出資料の簡素化等を図った際には、関係法令を遵守することを前提として、手続に必要な期間を可能な限り当該標準の日数よりも短縮して実施することとし、別紙6～10を参考に必要な日数を適切に設定すること。

（イ）入札説明書等に対する質問書の提出期限及びその質問に対する回答書の閲覧開始日については、「公共工事に係る一般競争入札方式の拡大について」（平

成 18 年 3 月 17 日付け 17 経第 671 号大臣官房経理課長通知) により通知しているところであり、必要に応じて可能な限り期日の前倒しに努めること。

(ウ) 入札から落札決定までの手続については、施工体制ヒアリング等の必要な日数を確保しつつ、入札後、速やかに落札決定を行い、配置予定技術者の拘束の期間をできる限り短くすることに努めること。

エ 企業及び技術者の施工実績等を確認する資料が、既発注工事（契約担当官が同一の場合に限る）で提出した資料と同一となる場合には、申請書類にその旨を記載することにより資料の提出を省略することができる措置を講じる等、発注事務の改善に努めること。

オ 一括審査方式の活用

(ア) 総合評価落札方式における企業の技術力審査及び評価を効率化するため、次に掲げる条件を全て満たす 2 件以上の工事については、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、(4) のイにより簡易Ⅱ型の適用を行った工事については、⑥に掲げる条件を満たすことを要しない。

- ① 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ② 工事の目的及び内容が同種の工事であり、評価項目が同じ工事
- ③ 「地方農政局建設工事等契約事務取扱要領（模範例）の制定について」（平成 27 年 10 月 1 日付け 27 農振第 1391 号農林水産省農村振興局長通知）第 3 条に掲げる契約の種類及び同要領第 21 条に定める等級の格付が同じ工事
- ④ 施工地域が近接する工事
- ⑤ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥ 工事の品質確保又は品質向上を図るために総合評価落札方式によって求められる施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

(イ) 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに行うこと。
- ② 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明示すること。

(5) ダンピング受注の防止

ダンピング受注の防止及び排除を図るため、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成 18 年 12 月 19 日付け 18 経第 1366 号農林水産省大臣官房経理課長通知）等に基づき、施工体制確認型総合評価落札方式、著しい低入札に対する特別重点調査等の諸対策について、引き続き遺漏のない実施を図ること。

(6) 入札不調の際の随意契約の実施

入札不調により契約に至らない工事については、下記の条件を全て満たす場合、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応すること。

なお、1回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないが、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調・不落が繰り返されることのないよう十分留意されたい。

ア 品質確保の上で、入札参加資格要件（施工実績要件、地域要件及び対象等級）を最大限緩和していること。

イ 見積の積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。

ウ 競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。

一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の適正な取扱いについて」（平成17年9月30日付け17経第979号大臣官房地方課長通知）において、不落随契の厳正化について定められていることに留意されたい。

（7）入札結果等の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知）に基づくものとする。

なお、入札結果の公表に当たっては、別紙－4、別紙－5の記載例に基づき技術提案の課題ごとに点数を示すこととし、原則として、契約締結後3日以内に担当窓口において閲覧に供するほか、併せてインターネットを利用して閲覧に供すること。

（8）技術提案書等と入札書の同時提出による不正行為の排除

事業者による技術提案書の評価結果を踏まえた入札価格の調整を防止する観点から、「総合評価落札方式（同時提出型）の試行について」（平成30年7月9日付け30農振第1284号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき、技術提案を含む競争参加資格確認資料と入札書の同時提出を求めること。

なお、技術提案の提出を求める、標準A型、標準B型及び簡易I型を適用する工事を対象に試行すること。

4 施工段階における取組事項

（1）適切な設計変更

工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不適當となった場合は、工事請負契約書第26条に基づき、適切に対応すること。

熱中症予防のための対策費用等については、適切に設計変更を行うこと。

（2）施工現場における労働環境の改善

ア 工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り電話、インターネット等を活用すること。

また、令和元年8月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更

なる利用を促すこと。

イ 工事の技術者の専任の取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 7 日付け 25 経第 1111 号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成 30 年 12 月 6 日付け 30 予第 1517 号農林水産省大臣官房参事官（経理）通知）に基づき、建設技術者の効率的な活用に資する措置を適切に実施すること。

ウ 監理技術者等の途中交代

監理技術者等の死亡、疾病等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合等においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、適切に対応すること。

エ 「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年 7 月 24 日付け 26 経第 511 号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び「工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 契第 1492 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、社会保険等未加入業者の排除等の対策及び法定福利費の適正な考慮について、引き続き適切に実施すること。

オ 工事現場等における遠隔確認に当たっては、「工事現場等における遠隔確認の活用について」（令和 6 年 3 月 22 日付け 5 農振第 3079 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき、積極的に実施すること。

（３）受注者との情報共有

ア 工事契約後や工事着手時において、円滑な工事着手が図られるよう、契約の内容、工程等を受発注者間で確認、協議を行うこと。

監理技術者が現場代理人を兼務する場合は、工事が円滑に進むよう、バックアップ体制等について確認すること。

設計変更を行う場合には、設計変更手続が円滑に行えるよう、設計変更の内容、工程等について同様に確認、協議し適切に設計変更を行うこと。

イ 工事に関する情報を受発注者間で共有できるよう、原則全ての工事において、情報共有システムを活用し、受発注者双方の事務の効率化を図るとともに、工事書類の電子化を徹底すること。

５ 工事完成後における取組事項

検査に当たっては、Web 会議システムの活用を促進すること。

６ その他の取組事項

（１）品質確保技術者の活用促進

品質確保技術者制度については、引き続き積極的な活用を図ること。

なお、品質確保技術者に支弁する費用については、適切な単価（参考：出席謝金の場合、本省課長補佐級）を設定すること。

（２）現在契約中の工事及び業務についても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本通知の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。

会社名：_____

技 術 提 案 書 (標準例)

工事名：○○○○事業○○○○工事

課題：○○期間に実施する○○工事における○○○対策について

具体的な技術提案の内容

【着眼点（現地特性、提案するに至った背景・目的等）】

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

②

③

④

⑤

【具体的な提案内容】

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

【期待される効果】

①

②

③

④

⑤

説明用の図表及び写真等の添付
(必要に応じて)

(記載要領)

- 1 提出する用紙は、日本産業規格 A 列 4 番縦 1 枚とし、本様式を使用すること。
別紙による補足資料の提出は認めない。
- 2 文字の大きさは 12 ポイントとする。
- 3 「具体的な技術提案の内容」の記載欄について、1 行あたりの文字数は全角で 40 字、行数は 20 行以内とし、枠の大きさは変更しないこと。
また、提案内容は、「着眼点」、「具体的な提案内容」、「期待される効果」の 3 項目について記載し、項目毎の行数は「着眼点」は 5 行、「具体的な提案内容」は 10 行、「期待される効果」は 5 行以内に収めること。
- 4 上記 1 ～ 3 を遵守しない提案は評価しない。
- 5 説明用図表及び写真等については、下欄に添付することができるが、文字による説明は最小限とする。

○不正又は不誠実な行為等の評価について

不正又は不誠実な行為等の評価については、以下の基準による。

基準日	競争参加資格申請書の提出期限の最終日
措置対象	営業停止、指名停止、文書注意
対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間
	指名停止3ヶ月未満の場合、措置後3ヶ月間
	指名停止3ヶ月以上、6ヶ月未満の場合、措置後6ヶ月間
	指名停止6ヶ月以上の場合、措置後12ヶ月間
	営業停止 措置後12ヶ月間

※ マイナス評価期間中に再度措置(同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合等を含む)された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。

○総合評価落札方式運用における企業の地域貢献にかかる評価について

1 対象とする地域貢献活動

(１) 多面的機能支払交付金実施要綱の実施主体（活動組織）の構成員として行う活動

管内における多面的機能支払交付金実施要綱第５事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員等として行う継続的な支援実績。

なお、その組織の行う活動計画において保全管理する区域が地域振興立法８法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。

（広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。）

(２) 上記（１）以外の地域貢献活動

対象とする具体的活動内容は、総合評価（標準Ｂ型及び簡易型）の評価基準に示している下記の活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画したものとする。

管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績

ア 農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

イ 造成施設の保全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シーートの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

ウ 農村環境保全活動

(ア) 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行う等、農村環境の保全に寄与する活動。

(イ) 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

エ 住民参加型直営施工への支援活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を支援する活動。

オ 荒廃農地解消活動

荒廃農地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行うもの。

カ 農村地域防災活動

- (ア) 溢水の恐れのある水路の天端に土嚢を積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。
- (イ) 企業の社員が「農村災害復旧専門技術者」^(注)として、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導、及び地方自治体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。
- (ウ) 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。

(注) 自治体が行う災害復旧を支援するため、専門資格制度として平成 18 年度から資格認定が開始されたもの。(事務局は全土連)

キ その他農村地域の振興に寄与する活動

上記ア～カの活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、自治体や N P O 等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる場合。

管内における地域農産物消費拡大等の活動に対して企業としての支援実績

ク 会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績

自社の自発的な活動であって、かつ管内の地域活動団体等との連携により、管内における地域農産物消費の拡大等に寄与する活動。

ケ 会社の自発的な活動実績

自社の自発的な活動として取組む、管内における地域農産物消費拡大等に寄与する活動。

災害協定の締結・災害活動、家畜防疫活動実績

コ 土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設）を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等【「等」は、「(独) 水資源機構」及び「水利組合」を想定しているが、各地域の実情を考慮して定める】と災害協定が締結されたものを評価の対象とする。なお、所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。

サ 災害活動又は家畜防疫活動（以下、「災害活動等」という。）の実績（災害協定又は防疫協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。）

(ア) 災害活動等の実績を評価の対象とする。

① 災害活動等の実績とは、災害時又は家畜伝染病まん延時に、国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等より、緊急的に出動指示を受け、実施した活動をいう。

※上記を証明する資料として、指示書、依頼書等を提出するものとする。口頭での指示の場合にあつては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可とする。

② 災害活動等にかかる訓練や演習は、災害活動等の実績として、評価の対象としない。

(イ) 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時を含む）の活動実績を評価の対象とする。

① 除雪作業の実績は、国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪作業の実績を評価の対象とする。

② 道路の除雪とは、一般交通用に供される道路（一般国道、県道、市町村道及び

農道)の除雪とする。

③ 通常時とは、災害発生時でない通常の積雪時の除雪作業のことをいう。

2 企業活動の認定方法

(1) 企業の貢献内容の証明

企業の地域貢献活動を認定するためには、地域貢献活動に対して、企業としての具体的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類若しくは写真又は企業の公式HP若しくは公式SNSによる発信状況の提出を求めることとする。

なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証等により確認することとする。

(社員の参加に対する支援の例)

① 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなどにより広く社員が参加できる条件を整えた。

② 社員が活動に参加するのに会社の車の使用を許可したり、旅費を支給するなど、物的・経済的な支援を行った。

(活動に対する企業自らの支援の例)

① 活用に必要な資材、重機、オペレーター等を提供した。

② 活動に対し、労務提供、活動経費負担などの支援を行った。

(2) 認定に当たっての留意事項

ア 上記1 (1)については、別添【継続活動実績の証明書の例】を提出することで証明とする。

イ 上記1 (1)、(2) ア～キについては、過去3年間における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施した実績を対象とする。

ウ 上記1 (2) ク～ケについては、前年度に地域農産物消費拡大等の活動を実施した実績を対象とする。

エ 上記1 (2) サについては、過去3年間において1回以上の災害活動等を実施した実績を対象とする。

オ 上記イにおいて、緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施した実績」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間における継続的な活動実績」と読み替えることができるものとする。

カ 国営事業(務)所の工事請負者等で構成される「安全対策協議会(仮称)」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。

キ 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

ク 次のような場合で、企業の活動が高く評価されているとみなされる場合は、認定証明として認める。

① 地方自治体やNPO等の団体から、企業に対し表彰状、感謝状等が授与されている。

② 2の(1)の対象となる地域貢献活動への参加をはじめ、農村地域の振興を趣旨とする活動を行っているNPO等の団体から企業に対し表彰状等が授与されている。

ケ 上記1 (2) コについては、競争参加資格申請書締切時点において、締結を行っているものを認める。また、当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料を求める。所属する建設協会等が協定を締結する場合にあっては、協会の会員名簿等、建設協会の会員であることが確認できる資料を求める。

コ 上記1 (2) ア～ケは、無償のものを評価の対象とし、上記1 (2) コ及びサについては、有償・無償問わず評価の対象とする。

地域貢献活動（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動）のイメージ

ア. 〈農地・農業用水等の資源保全活動〉



草刈り

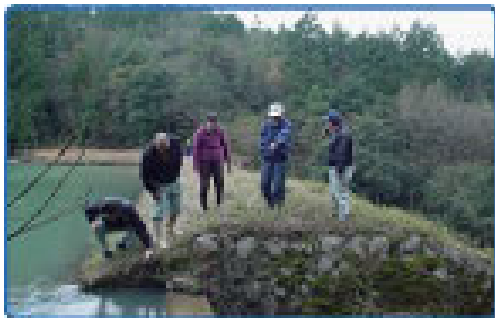


水路の泥上げ



道普請

イ. 〈造成施設の保安全管理活動〉



ため池の点検

ウ. 〈農村環境保全活動〉



水路沿いに花の植付

エ. 〈住民参加型直営施工〉



道路を住民がコンクリート舗装

オ. 〈耕作放棄地解消〉



刈払い・草刈り

カ. 〈農村地域防災活動〉



農村災害復旧専門技術者による技術的な支援

地域貢献活動（地域農産物消費拡大等の活動）の一例

評価の有無	分類	取組例
評価対象	会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動	農繁期（収穫、摘果など労力を要する作業）におけるボランティア支援活動
		販売促進会へのボランティア支援
		地域特産品のPR活動（ポスター掲示）
		食に関する出前授業
		イベントでの地域農産物（加工品含む）の販売活動
		鳥獣被害防止のための防護柵、罟の設置
		ドローンによる生育状況の確認支援
		地域特産品開発への参画
		地域産の災害用備蓄食料の確保
		自社農地で農業
	会社の自発的な活動	社員食堂における地域産品メニューの推進
		地域農産物消費における国民運動への賛同意思を名刺に表記
評価対象外	一部の社員による活動	近隣の道の駅で地域農産物（加工品含む）の購入
		一部の社員が近隣施設でうどん打ち体験
		一部の社員が近隣の農業法人で農業収穫体験

【継続活動実績の証明書の例】

〇〇活動組織活動実績 証明書

構成員（団体名等）：（株）〇〇建設

（株）〇〇建設は〇〇活動組織の構成員として、令和〇年度から令和〇年度の間、毎年度継続して活動実績があることを証明します。

なお、当活動組織は、農村振興８法指定地域で活動していることを申し添えます。

年月日

〇〇活動組織代表 署名

(別紙－４)

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「標準A型」）

立会者	所 属
	官職氏名
	所 属
	官職氏名

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等を除く工事価格
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価及び一般管理費等を除く工事価格（架設工事原価）
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）

(別紙-5)

入札執行調書（施工体制確認型総合評価落札方式「標準B型」）

所属

官職氏名

所属

官職氏名

官職氏名

(注) 上記金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

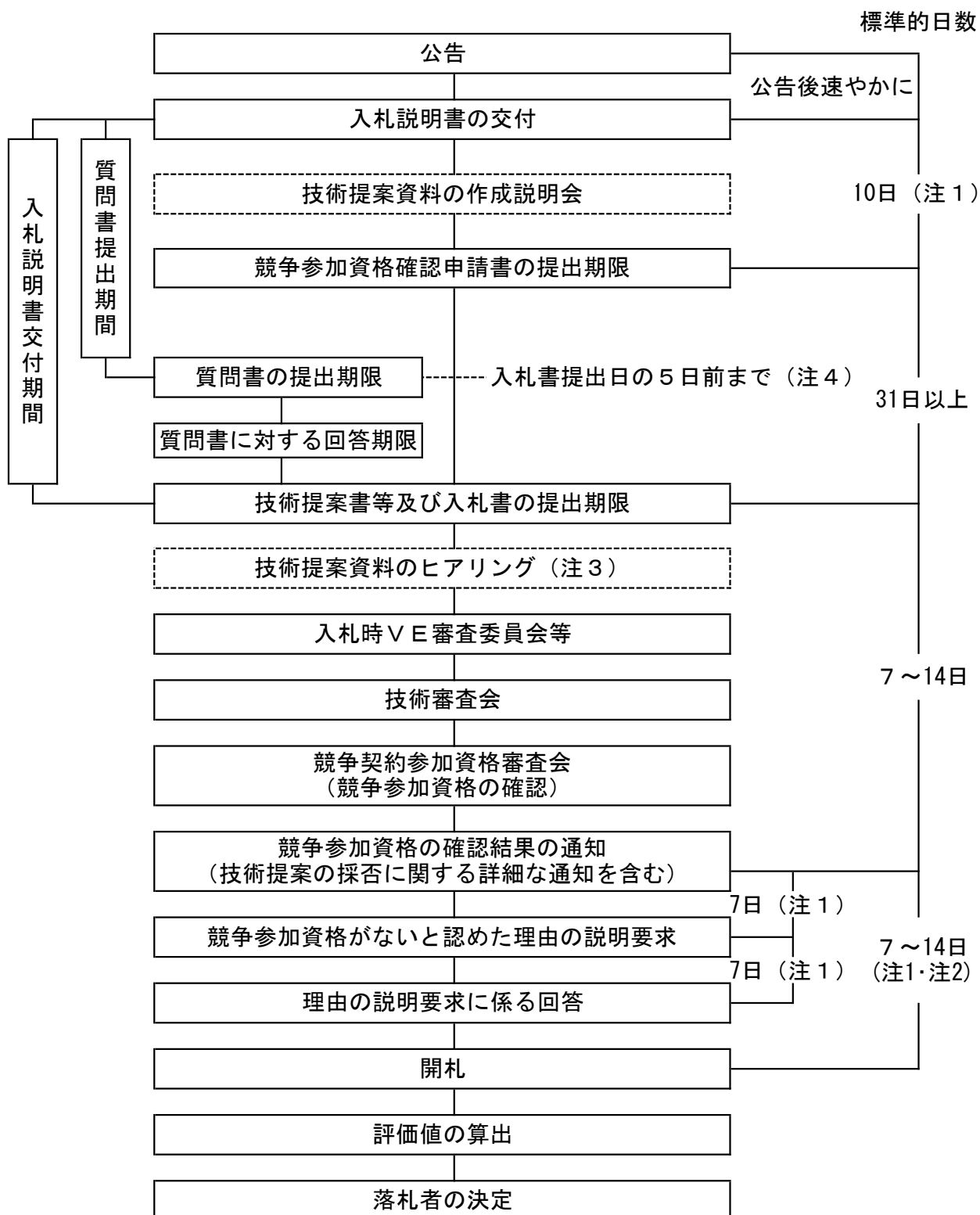
※当該法定福利費概算額は、〇〇〇に含まれる概算額である。

【積算体系上の区分により〇〇〇を変更する】

【積算体系上の区分により〇〇〇を変更する】

- ・一般土木工事及びダム工事の場合：一般管理費等を除く工事価格
- ・施設機械設備工事の場合：製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）
- ・鋼橋製作架設工事の場合：工場製作原価及び一般管理費等を除く工事価格（架設工事原価）
- ・電気通信設備工事の場合：製作工事価格及び一般管理費等を除く工事価格（据付工事原価）

総合評価落札方式「標準A型（同時提出型）」
一般競争入札（政府調達に関する協定の対象）の場合の手続



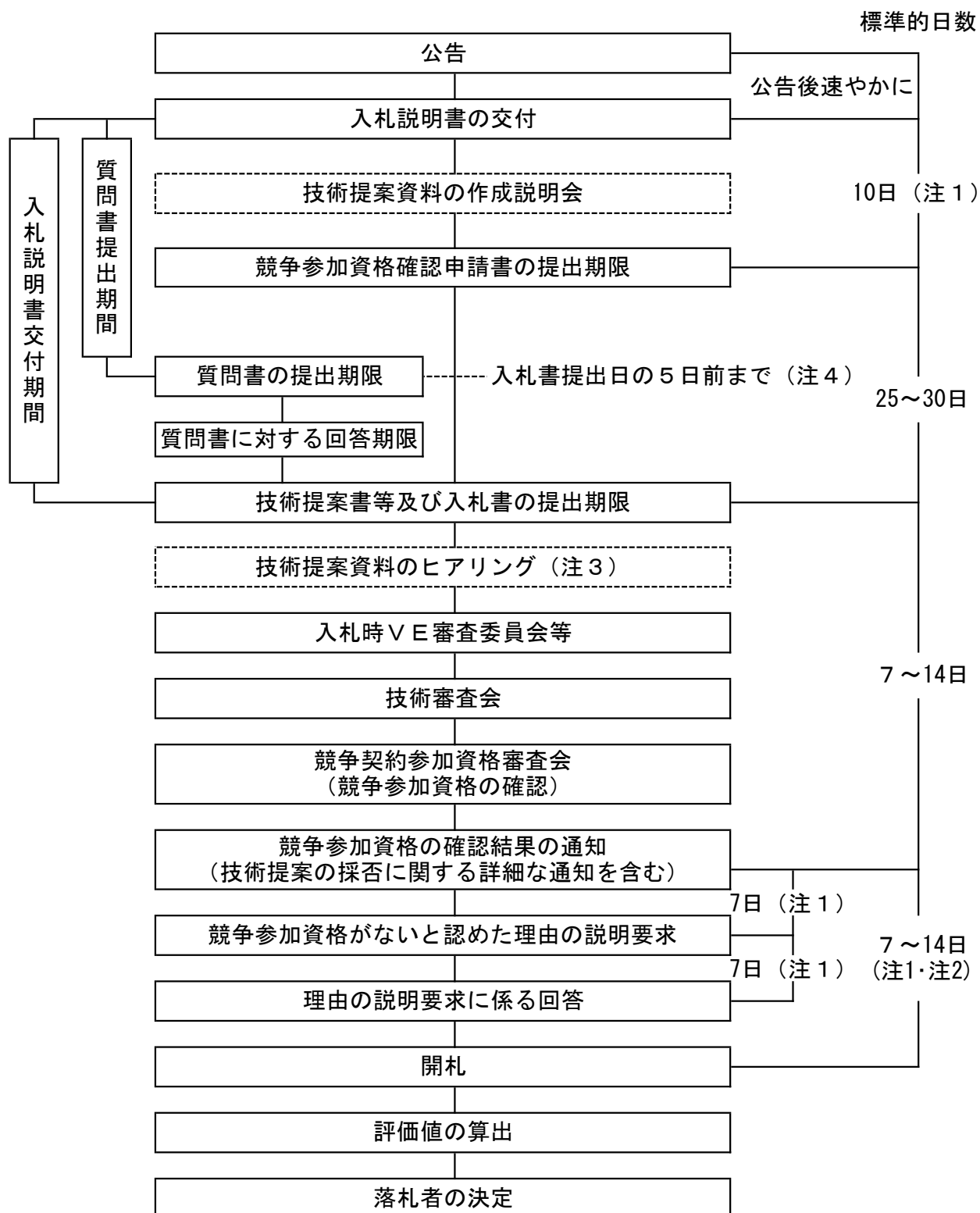
（注1）土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

（注2）7日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

（注3）特に難易度の高い工事に限定して実施する選択項目である。

（注4）提出期限は、「入札執行日の5日前まで」であり、前倒ししても差し支えない。

総合評価落札方式「標準 A 型（同時提出型）」
一般競争入札（政府調達に関する協定の対象外）の場合の手続



（注1）土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

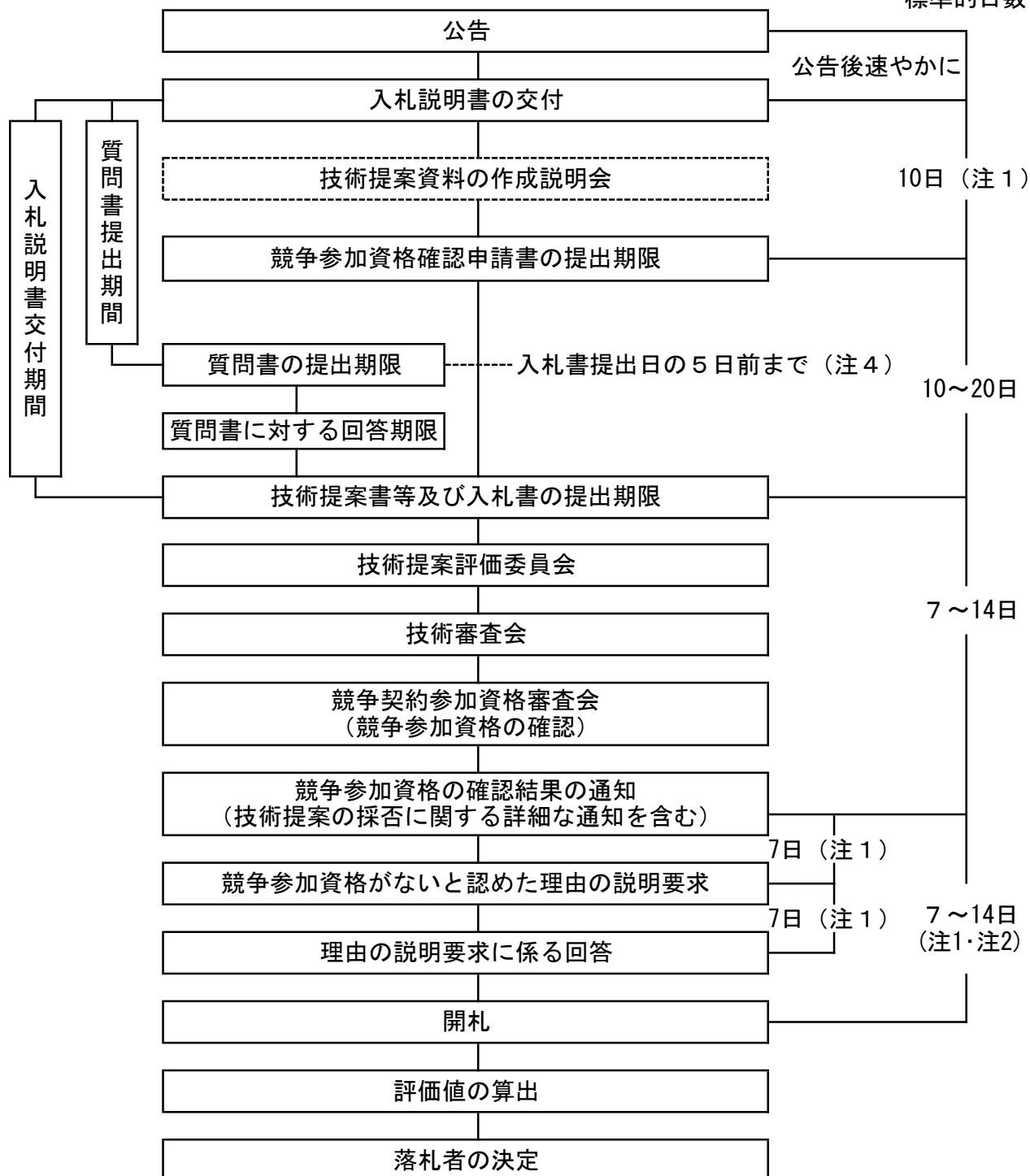
（注2）7日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

（注3）特に難易度の高い工事に限定して実施する選択項目である。

（注4）提出期限は、「入札執行日の5日前まで」であり、前倒ししても差し支えない。

総合評価落札方式「標準Ｂ型（同時提出型）」
一般競争入札（政府調達に関する協定の対象外）の場合の手續

標準的日数



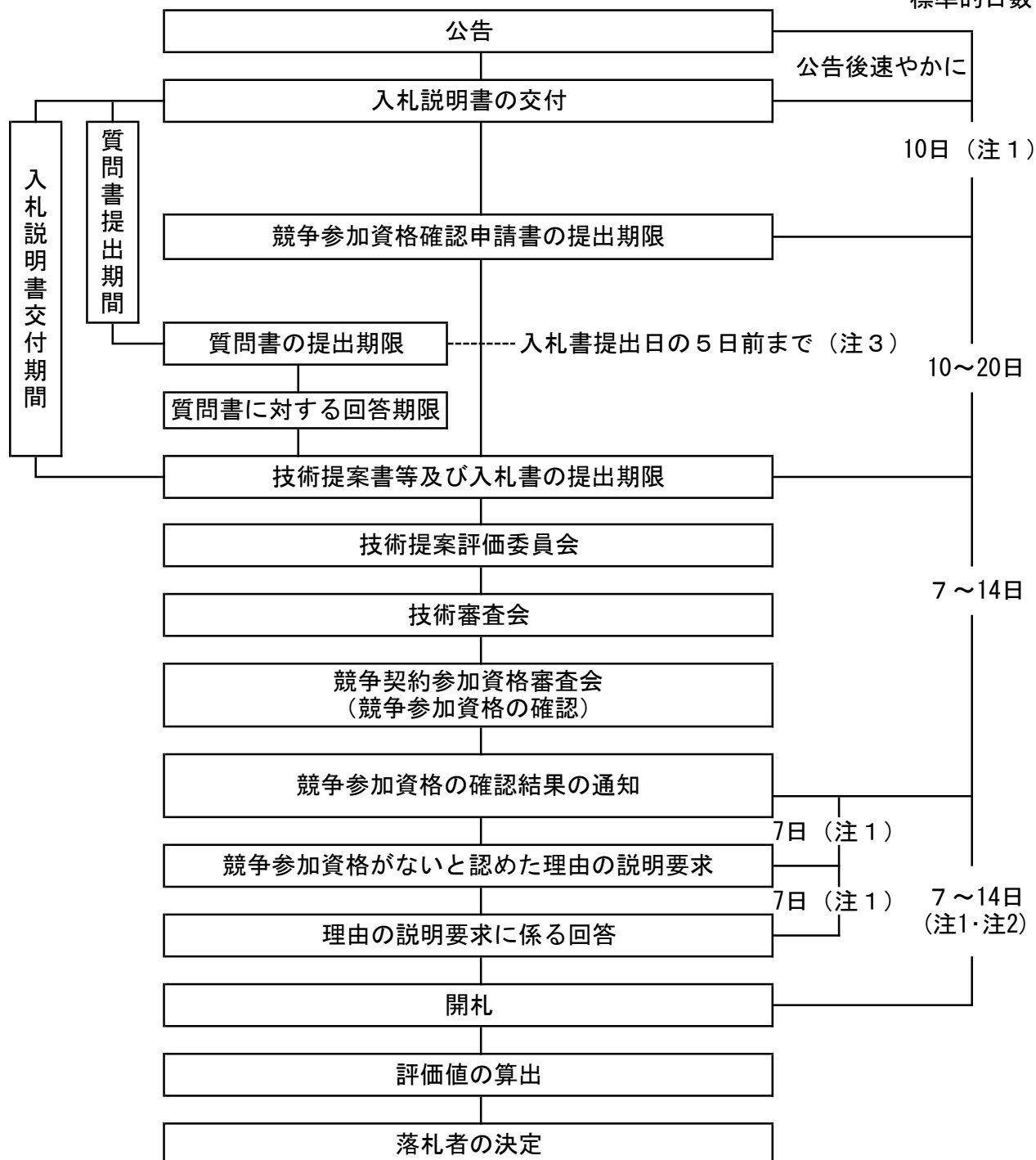
（注１）土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

（注２）７日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

（注３）提出期限は、「入札執行日の５日前まで」であり、前倒ししても差し支えない。

総合評価落札方式「簡易Ⅰ型（同時提出型）」
一般競争入札（政府調達に関する協定の対象外）の場合の手続

標準的日数

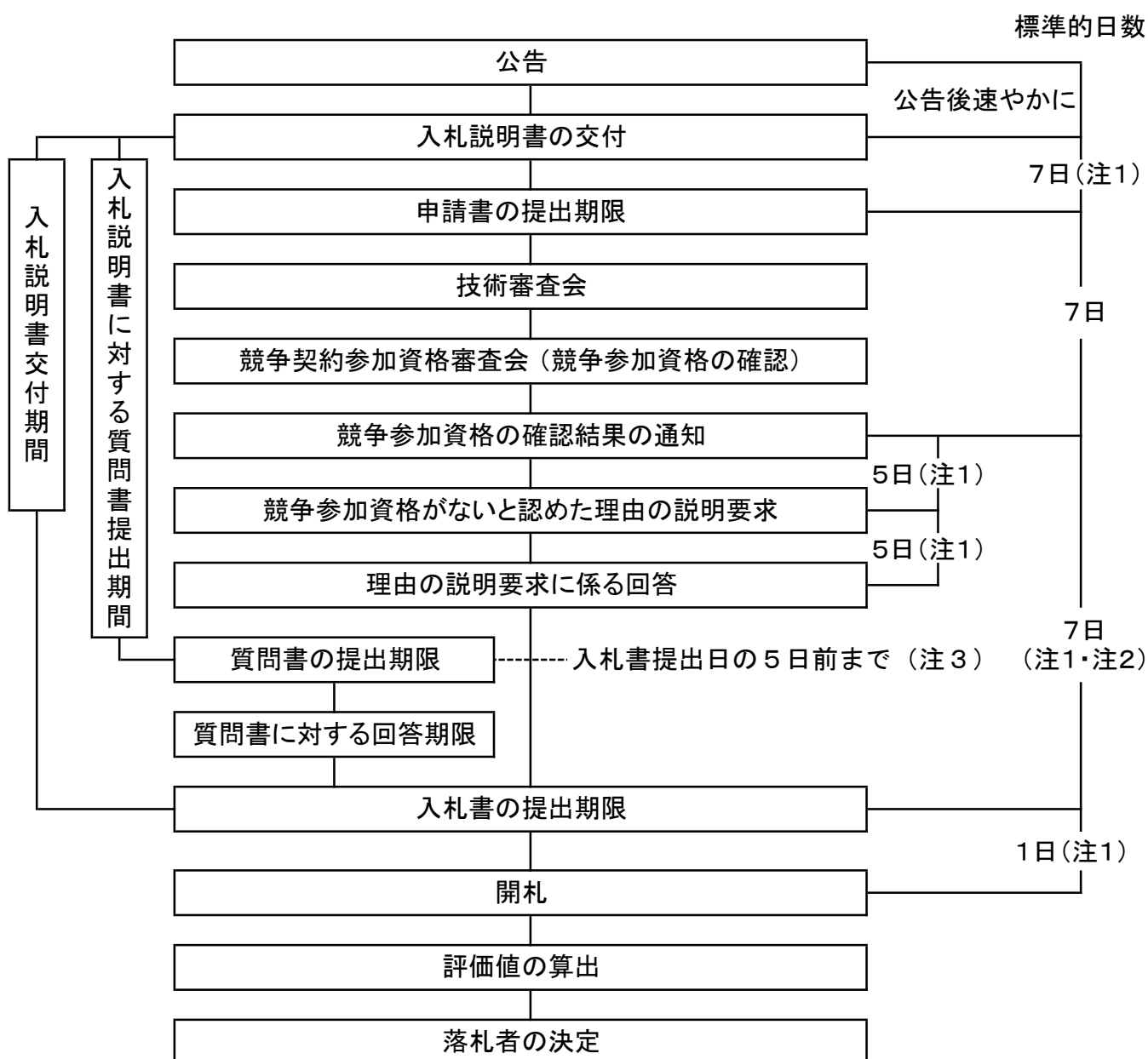


（注1）土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

（注2）7日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

（注3）提出期限は、「入札執行日の5日前まで」であり、前倒ししても差し支えない。

総合評価落札方式「簡易Ⅱ型」
一般競争入札(政府調達に関する協定の対象外)の場合の手続



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 7日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

(注3) 提出期限は、「入札執行日の5日前まで」であり、前倒ししても差し支えない。